

パートタイマーの昇給と処遇改善助成金

「キャリアアップ管理者」を決めて、「キャリアアップ計画」を作成し、管轄の労働局長の認定を受けます。

改訂前

例えば・・・

改訂後

評価	時給
1級 アシスタント	850円
2級 ジュニア	870円
3級 ミドル	890円
4級 リーダー	900円

3%

評価	時給
1級 アシスタント	880円
2級 ジュニア	900円
3級 ミドル	920円
4級 リーダー	930円

パートさんを例えば、上記のようなランク分けをし、以下の要件をみたせば、対象とすることができる場合があります。また、職務評価を実施してる位場合は、加算の対象にもなります。

- ① 基本給の金額ごとに区分した賃金テーブル(月給、日給、時給のいずれでもよい)を作成し、3か月以上運用していること
 - ② 賃金テーブルは、3%以上増額改定すること
 - ③ 改定後の賃金テーブルが、対象労働者すべてに適用されること
 - ④ 改定された賃金テーブルの適用後、6か月を経過していること
 - ⑤ 支給申請日において改定された賃金テーブルの適用が継続していること
 - ⑥ 処遇改善について職務評価を経て行う場合、すべての有期契約者等を対象に職務評価を実施していること
- 職務評価は、「単純比較法」、「分類法」、「要素比較法」、「要素別点数法」のいずれの手法を用いてもよい。ただし、「単純比較法」または「分類法」による「職務評価」の手法を使う場合、職務分析(仕事を「業務内容」や「責任の程度」等に基づいて整理し、職務説明書に整理すること)を行うこと

1万の助成
金が100人
まで



このほかにもいくつかの受給要件がありますが、詳しくはお気軽にお問い合わせください。

評価制度導入
10万円

松崎社労士事務所

(093)771-7145